

決算特別委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

平成25年10月21日（月曜日）
午前10時3分開会
第7委員会室

出席委員

委員長 狩 俣 信 子さん
副委員長 砂 川 利 勝君
委員 具志堅 透君 中 川 京 貴君
翁 長 政 俊君 浦 崎 唯 昭君
具 志 孝 助君 新 田 宜 明君
照 屋 大 河君 玉 城 満君
新 垣 清 涼君 玉 城 義 和君
吉 田 勝 廣君 前 島 明 男君
嘉 陽 宗 儀君 當 間 盛 夫君
大 城 一 馬君

本日の委員会に付した事件

「要調査事項」及び「特記事項」の取り扱い等について

○狩俣信子委員長 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

要調査事項を議題といたします。

休憩いたします。

（休憩中に、要調査事項について事務局より説明）

○狩俣信子委員長 再開いたします。

要調査事項に関し知事等の出席を求めるか否かについて理事会で協議するため、暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時31分再開

○狩俣信子委員長 再開いたします。

理事会の協議の結果を御報告いたします。

要調査事項に関し知事等の出席を求めることについては、慎重に協議した結果、理事会としての意見の一致を見ることはできませんでした。

以上、報告いたします。

○新田宜明委員 暫時休憩をお願いしたいと思います。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

（休憩中に、新田委員より、決算審査に関する基本的な事項に基づき、経済労働委員会から上がった要調査事項については尊重すべきということが決算特別委員会の姿勢と考えており、野党会派において協議をしたいとの申し出があった。）

午前10時34分休憩

午前11時4分再開

○狩俣信子委員長 再開いたします。

新田宜明委員。

○新田宜明委員 野党会派において協議を行った結果、知事の委員会出席を求める動議を提出します。

○狩俣信子委員長 ただいま新田宜明委員から知事等の委員会出席を求める動議が提出されました。

よって、この際、本動議を議題といたします。

本動議に関し、意見・討論等はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 動議に反対する討論を行います。

やはりこれまでの決算特別委員会と異なって、今度新たに決算特別委員会をつくって常任委員会に調査依頼をしました。そして、今、動議が出ましたけれども、その要調査事項を出された方は決算特別委員会で質疑することができません。そういった意味では、何のために常任委員会に調査依頼をしたのか、本人がここで意図することをしっかり聞くことができるのであればまだしも、常任委員会で要調査事項としたことによって、決算特別委員会に戻して、それがしっかりとした答弁が得られるのか疑問であります。

また、基地問題や沖縄振興一括交付金など、政策的な問題等であれば知事が答えることはできますが、こういった監査一細かいことについては、果たして知事が答え切れるのかが疑問であります。そして、もしそうであるならば、なぜ決算特別委員会の初日の監査委員事務局、企業局等から説明があったときに、その会派の皆さん方がその質疑をしなかったのか疑問であります。さらに、県の財務規則に準じているはずで、そして、平成24年度の監査も受けているはずであります。

そういった意味で、私は知事と呼ぶことで常任委員会での審査以上の答えが出るものと思えませんし、そぐわないということで、動議に反対をいたします。

○狩俣信子委員長 照屋大河委員。

○照屋大河委員 動議に賛成の討論をしたいと思えます。

確かに、この議題については初日にやるべきだという意見はありますが、私たち決算特別委員会として調査依頼をした経済労働委員会で、慎重に審査されて浮き彫りになった事項でもあります。そして、今回新たな決算審査の仕組みになりましたが、委員会として最終日に知事の出席を求めることができるということがうたわれています。そういう意味で、経済労働委員会から要調査事項として上がってきた事項について、さらに調査を加えて、最終日に知事の出席を求め、意見を聴取すべきということで、この動議に賛成の意見を申し上げます。

○狩俣信子委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、本動議に対する採決を行います。

本動議は挙手により採決いたします。

なお、挙手しない方は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○狩俣信子委員長 挙手8人であります。挙手しない方は8人であります。

ただいま御報告いたしましたとおり、賛成する者8人、反対する者8人でありますので、可否同数と認めます。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長において、その可否を裁決いたします。

本動議に対し、委員長は可決と裁決いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、質疑事項等について協議を行った結果、1、質疑事項は、お手元に配付の要調査事項のうち、沖縄観光コンベンションビューローに係るものとする。2、総括質疑は、まず委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員から質疑を行うものとし、質疑を行う委員は、前日正午までに申し出るものとする。3、質疑の時間は、

答弁を含めず委員1人当たり3分とする。

4、質疑の時間は、譲渡できないものとする。5、重複する質疑は避けることで意見の一致を見た。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

総括質疑の日における質疑事項等については、休憩中に協議しましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次回は、10月23日 水曜日 午前10時から委員会を開き、知事に対する総括質疑及び採決を行います。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午前11時17分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 狩 俣 信 子